

1 日 時 平成25年3月29日 火曜日

開会 10時30分 閉会 11時00分

2 場 所 京都市総合教育センター

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀

委 員 梶村 健二

委 員 奥野 史子

委 員 秋道 智彌

委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0人

5 議事の概要

(1) 開会

10時30分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1285回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件

イ 非公開の承認

議案1件については、人事に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第37号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

(事務局説明)

○東 教職員人事課長

京都市職員給与条例施行細則において、人事評価の勤務成績が昇給に反映されることと看護短期大学を廃止したことから、そのことについて一部改正がなされているため、京都市立学校管理用務員の給与に関する規則第1条の京都市職員給与条例施行細則の項数、号数についても修正する必要が生じたため、「第13条第5項第3号」を「第13条第7項第2号」に規定整備する。

(委員からの主な意見)

○京都市立学校管理用務員の給与に関する規則第1条に「別に定める年齢は、57歳とする。」とあるが、この年齢とは何か。

(事務局)

○昇給抑制を開始する年齢である。

(議決)

委員長が、議第37号「京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第38号 京都市教育委員会教育長の任命について

(事務局説明)

○稲田 総務課長

議第38号「京都市教育委員会教育長の任命について」説明する。まず、教育長の任命制度についてであるが、平成12年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員を5名から1名増やした6名とすることを可能にするのと同時に、教育長は教育委員会の委員を兼ねることとされ、その際、教育委員会がその委員のうちから教育長を任命することとなった。

については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条に基づき、教育委員長を除く教育委員の中から、教育長を任命していただきたい。

(藤原委員長からの提案)

○本市教育の躍進に尽力され、4月1日付で引き続き教育委員に任命される生田教育委員を教育長に任命してはいかがか。

(議決)

委員長が、生田教育委員を4月1日付で教育長に任命することに対して、委員に諮ったところ、全員賛成により、生田義久教育委員を4月1日付で教育長として任命することで可決決定した。

(4) 閉会

11時00分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長